

防人教第1774号  
平成13年3月9日  
一部改正 防人育(事)第26号  
31. 2. 7

防衛研究所長  
各幕僚長 殿  
統合幕僚会議議長

### 事務次官

防衛省目黒留学生会館の取扱いについて（通達）

標記について、下記によることとされたので、遺漏のないよう実施されたい。

なお、防教教第6490号（4.11.6）は、平成13年4月1日をもって廃止する。

### 記

#### 1 使用者

##### (1) 留学生用施設

ア 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第100条の2の規定に基づき教育訓練の委託を受けた者のうち、その委託者が隊員に対する宿泊施設の提供について同様の便宜を供与している国の政府であるもの又は開発途上にある地域の国の政府である外国人留学生及びその家族（以下「外国人留学生等」という。）が使用するものとする。

イ アに掲げる外国人留学生等の使用に支障を生じない限度で、外国人留学生等以外の外国人留学生及びその

家族にも使用させることができるものとする。

ウ ア及びイのほか、特に必要があると認められる場合は、あらかじめ防衛大臣の許可を得て、上記に掲げる外国人留学生等以外の外国人及びその家族にも使用させることができるものとする。

(2) 短期研修施設

防衛省が実施する短期研修に参加する外国人研修者が使用できるものとする。

2 使用料

(1) 留学生用施設

ア 使用料は、月額14,200円を徴収するものとする。

イ 施設に入居した日の属する月から退去する日の属する月まで、毎月その月の分を徴収するものとする。(入居又は退去の日が月の途中であっても1カ月分を徴収する。)

(2) 短期研修施設

使用料は、徴収しない。

3 使用料の歳入項目

使用料の歳入項目は(項)国有財産貸付収入、(目)建物及び物件貸付料とする。

4 その他

この通達の運用に関し必要な事項は、人事教育局長から通知させる。